

令和6年度 介護保険料について

1. 賦課の根拠及び納入義務者

介護保険料は、介護保険法及び杵築市介護保険条例の規定により65歳以上の第1号被保険者に対して賦課されます。

2. 賦課期日

4月1日です。令和6年4月から令和7年3月までの間に第1号被保険者の資格を有する月数（資格取得日を含み、資格喪失は前月まで）に応じて賦課されます。（※65歳到達で第1号被保険者の資格を取得する場合は、誕生日前日が資格取得日となります。1日が誕生日の方は誕生日の前月より保険料が賦課されます。）

3. 保険料の納付方法について

年齢到達や杵築市への転入等により、新たに介護保険に加入された場合、初年度は、普通徴収（納付書での納付または口座振替）になります。

なお、特別徴収（年金からの差し引き）は、公的年金（老齢年金・退職年金・障害年金・遺族年金）を年間18万円以上受給している方が対象となり、市と日本年金機構等の年金支給機関との名簿の照合作業によって行われます。そのため、特別徴収のための手続きは特に必要ありませんが、開始にはおおむね7～12か月程度期間を要します。特別徴収が始まる際（徴収方法の変更時）には、事前に通知いたします。

4. 保 険 料 杵築市の基準額は、月額 **5,950 円**。

年間保険料額＝基準額（5,950 円）×基準額に対する割合×12 ヶ月
※100 円未満切り捨て

（例）第3段階の方の保険料の計算

（※）第3段階の方の基準額に対する割合は0.685となります。

年間保険料額＝5,950 円×0.685×12 ヶ月＝48,909 円

48,909 円の100 円未満の額を切捨てますので、第3段階の方の年間保険料 48,900 円となります。



～段階ごとの保険料については、次ページをご参照ください～

○ 段階ごとの保険料は、次のとおりとなります。

区 分	対 象 者	年間保険料
第 1 段階 (基準額×0.285)	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円 以下	20,300 円
第 2 段階 (基準額×0.485)	・世帯全員が市民税非課税かつ 本人年金収入等 80 万円超 120 万円 以下	34,600 円
第 3 段階 (基準額×0.685)	・世帯全員が市民税非課税かつ 本人年金収入等 120 万円超	48,900 円
第 4 段階 (基準額×0.85)	・本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 本人年金収入等 80 万円 以下	60,600 円
第 5 段階 (基準額×1.00)	・本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ 本人年金収入等 80 万円超	71,400 円
第 6 段階 (基準額×1.20)	・市民税課税かつ合計所得金額 120 万円 未満	85,600 円
第 7 段階 (基準額×1.30)	・市民税課税かつ合計所得金額 120 万円以上 210 万円 未満	92,800 円
第 8 段階 (基準額×1.50)	・市民税課税かつ合計所得金額 210 万円以上 320 万円 未満	107,100 円
第 9 段階 (基準額×1.70)	・市民税課税かつ合計所得金額 320 万円以上 420 万円 未満	121,300 円
第 1 0 段階 (基準額×1.90)	・市民税課税かつ合計所得金額 420 万円以上 520 万円 未満	135,600 円
第 1 1 段階 (基準額×2.10)	・市民税課税かつ合計所得金額 520 万円以上 620 万円 未満	149,900 円
第 1 2 段階 (基準額×2.30)	・市民税課税かつ合計所得金額 620 万円以上 720 万円 未満	164,200 円
第 1 3 段階 (基準額×2.40)	・市民税課税かつ合計所得金額 720 万円 以上	171,300 円

※ 年金収入等とは、課税年金収入額と合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）の合計のことです。

※ 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する額を差し引いた所得の合計です。介護保険料の算定には長期譲渡所得および短期譲渡所得（土地の売却等に係る所得）に係る特別控除額を控除した額を用いています。また、給与所得と公的年金等に係る雑所得を有する方については、その合計額から 10 万円を差し引いて計算します（差し引いた結果 0 円を下回る場合は、合計額を 0 円として計算します。）。

＜保険料についてのお問い合わせ＞

〒873-0001 杵築市大字杵築 3 7 7 番地 1

杵築市役所 税務課 TEL 0978-62-1805

●保険料の算定について 市民税係 ●保険料の納付について 収納係